

議案第120号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例等の一部改正について、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年4月27日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表1の項オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第41条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第42条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

附則第22条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第23条の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第24条（見出しを含む。）、第27条（見出しを含む。）及び第28条の2中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第33条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第35条中「第34項若しくは第35項」を「第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則第36条（見出しを含む。）、第38条（見出しを含む。）並びに第39条第2項及び第3項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

（静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「第89条及び」を「第89条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）、」に、「第16項」を「第17項」に改め、同項第4号中「第44条第1項」を「第44条第1項及び第89条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）、同号イ、同条第3号」に、「及び第16項」を「、第16項及び第17項」に改める。

附則第13項中「第89条」を「第89条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改める。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項の表中「附則第16項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第17項とし、附則中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 新条例第89条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（市民税に係る経過措置）

2 第1条の規定による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に係る経過措置）

3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。